

ATMなら便利でお得です!

ATM

限定

定期貯金

取扱期間

令和8年

4/1(水)

令和8年

9/30(水)

窓口営業時間外でも  
ATM稼働時間内なら  
お預け入れできます!



ATMだけで  
お手続き簡単!  
スピーディー!



©よりぞう

ATM限定利率

年

0.475%

(税引後の利率)  
年0.378%

**対象者** JA福山市の総合口座通帳または定期貯金通帳をお持ちの個人の方

**種別** 自動継続スーパー定期貯金(単利型) **預入期間** 1年(12ヵ月)

**預入金額** ●現金扱い:1契約につき10万円以上100万円まで(1円単位)  
●振替扱い:1契約につき10万円以上200万円まで(1円単位)

**預入対象** JA福山市のATMで  
お預入れいただく資金  
(※共同設置ATMを除きます)

●期間中にJA福山市のATMでスーパー定期に新たな資金をお預け入れいただくと、ATM限定利率として年0.475%を初回満期日まで適用します。●ご利用にあたっては、あらかじめJA福山市の総合口座通帳または定期貯金通帳が必要となります。(通帳ページ数によって受入れ総件数に限りがあります。)  
●期間は1年、自動継続とします。継続後の利率は、継続時の店頭表示利率となります。●金利情勢等によっては、取扱期間中に商品内容を変更したり、取扱いを中止する場合があります。●利息は令和19年12月31日までの間は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。●中途解約された場合は、ATM限定の利率は適用されず、所定の中途解約利率を適用します。●この商品は、貯金保険制度の保護対象です。(元本1,000万円とその利息)

## A T M限定定期貯金

(令和8年4月1日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	○自動継続スーパー定期貯金(単利型) 愛称: A T M限定定期貯金
2. 取扱期間	○令和8年4月1日(水)~令和8年9月30日(水)
3. 販売対象	○J A福山市の総合口座通帳または定期貯金通帳をお持ちの個人の方
4. 期間	○1年(12か月)
5. 種類	○自動継続(元利金継続のみ)
6. 預入方法 (1) 預入方法	○一括預入れ。 ○J A福山市のA T Mによるお預け入れに限ります。 ○ご利用にあたっては、あらかじめJ A福山市の総合口座通帳または定期貯金通帳が必要となります。 (通帳ページ数によって受入れ総件数に限りがございます)
(2) 預入金額	○現金扱いの場合は1契約につき、10万円以上100万円までとなります。 ○振替扱いの場合は1契約につき、10万円以上200万円までとなります。 ※振替によるお預け入れの場合は、振替元口座のキャッシュカードが必要です。
(3) 預入単位	○1円単位。
7. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。 ○J A福山市の貯金窓口及び、J Aネットバンクで払い戻しができます。
8. 利息 (1) 適用金利	○A T M限定の利率として、年0.475%でお預かりいたします。 ○この定期貯金は、満期日に前回と同一期間の自動継続スーパー定期貯金(単利型)に自動的に継続します。継続後の利率は、A T M限定利率の適用はありません。継続時の店頭表示利率となります。
(2) 利払時期	○満期日以後に一括してお支払いします。
(3) 計算方法	○付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。
(4) 税金	○令和19年12月31日までの間は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。
(5) 金利情報の 入手方法	○窓口でお問合せください。
9. 手数料	—
10. 付加できる 特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)のご利用はできません。
11. 中途解約時の 取扱い	○満期日前に解約する場合は、A T M限定の利率は適用されず以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともにお支払いします。 ○中途解約利率 (1) 預入期間が6か月未満 解約日における普通貯金の利率 (2) 預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×20% ただし、(2)の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
12. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は、当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>13. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部貯金課（電話：084-924-2212）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会（電話：082-225-1600）を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、上記当組合金融部貯金課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p>
<p>14. その他事項</p>	<p>○金利情勢等によっては、取扱期間中に商品内容を変更したり、取扱いを中止する場合があります。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A福山市